

山梨市 多様な学びを選択する児童生徒の
「指導要録上の出席扱い」に関するガイドライン

令和8年4月（改正）
山梨市教育委員会

はじめに

近年、全国的に不登校児童生徒数は増加の一途を辿っています。最新の令和5年度「児童生徒の問題行動・不登校等の生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によれば、国公立小中学校における不登校者数は約34万6千人に達し、前年度から約4万7千人(15.9%)増加しました。不登校児童生徒数は平成25年度から11年連続で増加し、毎年過去最多を更新し続けており、教育現場において最優先で取り組むべき喫緊の課題となっています。

このような急増の背景には、不登校に対する社会的な捉え方の変化があります。かつては「登校という結果」が重視されてきましたが、現在は、個々の状況に応じた多様な学びの場の保障が求められる時代へとシフトしています。

平成29年2月に施行された「教育機会確保法」を起点とし、令和元年には文部科学省から「不登校児童生徒への支援の在り方について」が通知されました。同通知では、支援の目標を「学校に登校する」という結果のみに置くのではなく、「児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立すること」を目指す必要があると明記されました。また、既存の学校教育になじめない要因の解消に努めるだけでなく、本人の希望を尊重し、教育支援センターや不登校特例校(学びの多様化学校)、ICTを活用した学習支援、民間施設など、多様な関係機関を活用した支援が不可欠となっています。さらに、令和5年3月には「COCOLOプラン」が策定され、不登校児童生徒が「学びたい」と思った時にいつでも学べる環境を整え、誰一人取り残さない学びを保障することが強く求められています。

山梨市は、令和3年度から不登校課題に向き合い、令和5年度には関係機関との連携を深める「不登校対策検討会議」を軸に取組を強化してきました。その結果、本市の学校に登校できない児童生徒数(不登校者数)は、全国平均と比較しても改善傾向にあります。令和8年度からは、「不登校」という言葉が持つネガティブなイメージを払拭し、一人ひとりに最適な学びを提供するという姿勢を明確にするため、組織を「学びの多様化対策検討委員会」へと改編いたします。これは、学校への登校のみをゴールとするのではなく、ICTの活用や校外施設での学習など、多様な学びの選択肢を等しく尊重し、支援の枠組みを広げていく本市の決意を示すものです。

また、複雑化する学校に登校できない児童生徒の背景に対応するため、教育委員会内にとどまらず、市の福祉・保健・こども家庭支援などの関係する各課との連携を一層強化しています。家庭環境や福祉的ニーズ、心理的課題など、多角的な視点から一人の児童生徒を支える包括的なネットワークを構築し、行政全体で「誰一人取り残さない学び」の実現を目指しています。

※山梨市としては、「不登校児童生徒」という用語については、国、県からの行政上必要となる場合を除き、できるだけ使用せずに、「多様な学び」といった用語を使用することとします。

令和8年4月

山梨市教育委員会

【目次】

はじめに	1
I 学校に登校できない児童生徒の支援にあたっての学校と教育委員会の取組	3
II 多様な学びの場（居場所）と出席の扱いについて	4
III 山梨市教育支援センター「With」に通う児童生徒について	
1 指導要録上の出席扱いとする	4
2 留意点	
IV 民間施設に通う児童生徒について	
1 民間施設について	
2 民間施設の要件	
3 指導要録上の出席の取り扱いについて	5
4 留意事項	
5 指導要録上の出席扱いの判断をするまでの流れ	
V 自宅においてＩＣＴ等を活用した学習を行う児童生徒について	
1 自宅においてＩＣＴ等を活用した学習について	
2 「指導要録上の出席扱い」とする判断の目安	8
3 留意点	
4 指導要録上の出席扱いの判断をするまでの流れ	
<参考資料>	9

I 学校に登校できない児童生徒の支援にあたっての学校と教育委員会の取組

【学校の主な取り組み】

- ①「わかる授業」「楽しい学校」づくりを目指し、授業改善や居心地のよい学級集団づくり、いじめの根絶など、児童生徒が安心して教育を受けられる学校づくりを推進する。
- ②休みが目立ち始めた児童生徒に対し、管理職を含めて早めに情報共有を図り、家庭訪問や面談等を実施し、児童生徒や保護者に寄り添いながら、学校との関係を切らさないように取り組む。
- ③学校長のリーダーシップの下、校内の教職員はもとより、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、教育支援センター「With」、市のこども・子育て課等、様々な専門家や専門的機関と連携し、組織的・継続的な支援を行う。
- ④教室復帰へのステップアップの場として、校内の別室での指導を実施し、段階的に教室に戻れるような取組「居場所づくり」に努めることにより、児童生徒の不安を解消していく。
- ⑤職員会議等において、児童生徒の情報共有を定期的に行い、全職員で児童生徒の理解に努める。また、小中で切れ目なく継続的な支援を行う。「6年生児童の状況調査」を実施し、長期欠席の傾向がみられる児童について当該小中学校間で情報交換会において丁寧な引継ぎを行う。

【教育委員会の主な取り組み】

- ①「長期欠席児童生徒に関する月ごと状況調査」「児童生徒理解・支援シート」及び各校からの報告により、市内の児童生徒の状況把握に努め、学校が県の公的機関や市の関係機関と効果的な連携を図ることができるよう支援する。
- ②「不登校対策検討会議」を開催し、各校の状況、取組の成果や課題を共有し、対策につなげる。
※令和8年度より「学びの多様化対策検討委員会」に改編予定
- ③「庁内指導支援担当者会議」を定期的に行い、こども・子育て課、福祉課、健康増進課等の関係諸機関と連携を強化していく。より一層の情報共有を図る。
- ④各校と連携を密にしながら、児童生徒一人ひとりの社会的自立を目指し、同一步調で取り組んでいく。

Ⅱ 多様な学びの場（居場所）と出席の扱いについて

学校に登校できない児童生徒やその傾向にある児童生徒の状況や段階は様々であり、同様に学びの場（居場所）にも様々な選択肢がある。どの場所においても、その児童生徒が社会的な自立に向けて努力していることを認め、評価することが重要である。現在の山梨市において想定される学びの場と指導要録上の出席扱いを、次のように整理する。

(1) 学校（在籍する学級の教室以外での活動）	→ 出席となる
登校はできても教室に入ることができない児童生徒が、校内サポートルームや保健室などで活動したり、放課後に登校して相談・指導を受けたりする。	
(2) 山梨市教育支援センター「With」	→ 指導要録上の出席扱いとなる
山梨市が運営する教室において、将来の社会的な自立に向けた生活及び学習に係る相談・指導を受ける。	
(3) 民間施設	→ <u>校長の判断により指導要録上の出席扱いとすることができる</u>
個人や民間企業、NPO 法人、ボランティア団体等が運営する施設において、理念や目的によって異なる多様な相談・指導を受ける。	
(4) 在宅 (自宅において ICT 等を活用した学習活動)	→ <u>校長の判断により指導要録上の出席扱いとすることができる</u>
学校外において相談・指導を受けられない児童生徒が、自宅において、プリントやデジタルドリル、在籍校から配信される授業などの学習活動を行う。	

Ⅲ 山梨市教育支援センター「With」に通う児童生徒について

1 指導要録上の出席扱いとする

山梨市教育支援センター「With」は、山梨市が運営する公的機関である。学校や保護者との連携を図りながら、一人ひとりの状況に合わせ、社会的な自立に向けて生活や学習の支援を行っている。通級した日（校長が把握した入級前の面接相談、見学、体験を含む）は、指導要録上の出席扱いとなる。

2 留意点

- (1) 学校は、家庭訪問や面談、電話連絡等により、児童生徒及び保護者との定期的な情報共有に努める。
- (2) 学校は、山梨市教育支援センター・With から毎月送付される状況報告書に加え、必要に応じて教室訪問や電話連絡等を行い、通級状況を把握する。
- (3) 指導要録上の出席扱いとする場合は、指導要録（備考欄）へ次の例のように記入する。

例：出席扱い25日（教育支援センター「With」通級）

IV 民間施設に通う児童生徒について

1 民間施設について

平成 29 年 2 月に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）では、学校以外で児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の児童生徒の状況に応じた必要な支援を行うことが示された。児童生徒の最善の利益を最優先に考えた支援を行うことが重要であり、登校という結果のみを目標にするのではなく、当該児童生徒らが自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。

本市でも、民間施設等（以下「民間施設」という）で支援を受けている児童生徒がおり、学校や市教育委員会と民間施設が連携・協力しながら、児童生徒の社会的自立に向けた支援をすることが重要となってくる。

こういった状況の中、民間施設を利用する児童生徒の個々の状況を踏まえつつ、指導要録上の出席扱いについて判断する際の目安となるガイドラインを策定する。これに沿って対応することで、児童生徒個々の状況に応じた適切な支援を行うことができるようになり、「教育の機会の確保」、更には「社会的自立」につながっていくものと考ええる。

判断に際しては、児童生徒の状況及び地域の実態等を考慮し、民間施設の訪問等を通して、児童生徒の安全・安心が確保された施設であること、活動内容を十分に把握したうえで、当該施設における支援が児童生徒の社会的な自立につながっていること等を、総合的に判断することが求められる。

児童生徒を取り巻く保護者・学校・民間施設は、本ガイドラインを参考としながらその実態把握に努めるとともに、支援にあたり相互の連携・協力、円滑な情報の共有を図らなければならない。

2 民間施設の要件

(1) 民間施設の体制について
○児童生徒に対し社会的に自立することを目指すための相談・指導を行うことを主たる目的としていること。 ○実施者（法人・個人は問わない）が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。 ○著しく利益本意ではなく、入会金・授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額 等）等が明確にされ、保護者に情報提供がなされていること。
(2) 民間施設の相談・指導について
①児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われており、体罰などの不適切な指導や人権侵害が行われないこと。 ②国の示す義務教育制度を前提としたカリキュラムとなっていること。 ③受け入れにあたっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。 ④相談や指導について、その内容や方法が明示されていること。 ⑤指導内容・方法・相談手段及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており個々に応じた適切な相談・指導が行われていること。 ⑥児童生徒の学習支援等の状況について、保護者等に情報提供がなされていること。
(3) 相談・支援スタッフについて
①相談・支援スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、児童生徒への自立に向けた支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。 ②専門的なカウンセリング等を行うにあっては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわし

い専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。
③宿泊による指導を行う施設にあっては、生活指導にあたる者を含め、当該民間施設の活動を行うにふさわしい資質を備えたスタッフが配置されていること。
(4) 施設・設備について
①各民間施設にあっては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設・設備を有していること。
②特に、宿泊による指導を行う民間施設にあっては、宿舎を始め児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設・設備を有していること。
(5) 学校、教育委員会、民間施設との関係について
①児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に児童生徒やその家族を支援するために必要な情報等を定期的に交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
②児童生徒への相談・指導等の経過や児童生徒の学習状況などが記録され、学校が指導要録や成績表を作成するための資料を定期的に学校へ提出できる体制が整っていること。
③学校や市教育委員会から求めがあった場合には適切な情報提供を行うことができること。
④児童生徒に係る個人情報について、適切な管理がなされていること。
⑤指導要録上の出席について判断をする際は、学校及び教育委員会が民間施設見学を行うとともに、通所している児童生徒の通所状況及び活動状況について情報提供を受けること。
⑥児童生徒が学校復帰を希望した場合には、民間施設がその気持ちに寄り添い、学校と連携しながら復帰に向けた相談・指導が行われていること。
⑦様式3の調査項目を全て満たしていること。
(6) 保護者との関係について
①保護者と学校の間に連携・協力関係が保たれていること。
②民間施設は指導経過等を保護者に定期的に連絡するなど、両者に十分な連携・協力関係が保たれていること。
③特に、宿泊による指導を行う民間施設にあっては、たとえ当該民間施設の指導方針がいかなるものであっても、保護者の側に対し面会や退所の事由が確保されていること。

3 指導要録上の出席の取り扱いについて

出席扱い等の要件を満たした場合、市で運営する教育支援センターと同様に、「指導要録上の出席扱い」とすることができる。指導要録には、出席扱いとした日数及び児童生徒が通所又は入所した市の教育支援センター又は民間施設の名称を記入する必要がある。またこの場合、保護者の申し出により在籍する学校が通学証明書を発行することができる。

しかし一方で、これはあくまでも「指導要録上の出席扱い」であるため、当該児童生徒が学校に登校していない場合、これまで同様「出席簿」上は欠席となり、毎月の長欠調査や生徒指導上の諸課題調査等では不登校児童生徒として計上する。

◇民間施設の利用を「指導要録上の出席扱い」とする際の指導要録への記入について

指導要録には、出席日数の内数として、出席扱いした日数及び児童生徒が通所又は入所した学校外の施設名を記入すること。

例：出席扱い25日(教育支援センター「〇〇〇」20日・民間施設「〇〇〇」5日)

4 留意事項

民間施設における学習計画や内容が、当該児童生徒が在籍する学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の状況を適切に見取り、指導要録に文書による記録をしたり、学習の状況を本人や保護者に伝えたりすることで、当該児童生徒の学習意欲を喚起し、自立を支援するものとなるよう留意すること。

5 指導要録上の出席扱いの判断をするまでの流れ

○民間施設を利用している児童生徒およびその保護者が、施設で受けた相談・指導等を指導要録上の出席扱いとすることを希望する場合

申請	①希望することを学校に連絡（学校による認知）	
	②学校への申請書提出 ・「指導要録上の出席扱いに関するガイドラインに基づく申請書」【保護者記入】（様式1-A） ・「施設の事業内容・指導方針・運営団体の概要等」【民間施設記入】（様式1-B）	様式1-A 様式1-B
	③学校での事前調査（様式2）	様式2
	④市教委への事前調査書の提出 ・学校が保護者・施設の申請、事前調査に基づき、事前調査書を市教委に提出	様式2
調査	○学校と市教委による調査（様式3）	様式3
判定	①調査結果をもとに、ガイドラインに示された要件を全て満たしているか、市教委で協議 ②協議結果を学校長に通知（様式4） ③学校長が出席扱いの可否を判断 ④学校より保護者・施設・市教委に通知（様式5）	様式4 様式5
	・出席扱いとなるのは、学校長が許可した日からとする ・民間施設は日々の相談・指導等の状況・内容について様式6を参考に記録 ・学期末には、児童生徒への相談・指導等の状況および内容の記録（様式7）を作成し、保護者が学校長に提出 ・学校ではそれを基に指導要録へ出席日数を記入 ・学校は鑑（要発番）をつけて、様式7の写しを市教委に提出	様式6 様式7 様式7

V 自宅においてICT等を活用した学習を行う児童生徒について

1 自宅においてICT等を活用した学習について

学校に登校できない児童生徒の中には、家庭でひきこもりがちなために十分な支援が行き届いていなかったり、学習の遅れなどにより、学校への復帰や中学卒業後の進路選択にリスクが生じたりする場合がある。

これらの児童生徒の自己肯定感を高め、学校への復帰や社会的な自立につなげるために、児童生徒が自宅において、学校が用意したプリント等の課題、学校で使用しているデジタルドリル等、家庭が独自に用意した民間事業者等の教材、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習活動等を行った場合、次の目安をもとに、校長は、指導要録上の出席扱いとすることができる。

2 「指導要録上の出席扱い」とする判断の目安

(1) 学校と家庭との関係について
①学校と保護者の間に、協力関係が保たれていること。 ②学校の訪問等による対面指導が、定期的、継続的に行われていること。 ※対面指導を行う者は、学校職員、市の相談員などの市職員、SC、SSW等とすること。 ※対面を原則とするが、本人や保護者の都合等で困難である場合は、オンラインを活用するなど適切に支援や相談が行われるよう工夫すること。
(2) ICT等を活用した学習について
①原則、小中学校及び義務教育学校の教育課程に準じる学習内容で、コンピュータやインターネット、遠隔教育システム、郵送、FAXなどを活用して提供される学習活動であること。 <例> ・民間業者が提供するICT教材を活用した学習 ・パソコンで個別学習できるシステムを活用した学習 ・学校のプリントや通信教育を活用した学習 ・ICT機器を活用し、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習（同時双方向型授業配信やオンデマンド型授業配信）等 ②当該児童生徒の学習理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。 ③学習内容や実施時間について把握できること。
(3) 学校の学習計画、学習状況の把握について
①将来の自立に向けて、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。 ②月ごとや学期ごとなど、ある程度長期的な学習計画であること。 ③学習内容や実施時間について学校が把握すること（様式8）。把握したら、学校と教育委員会で協議し、「出席扱い」にあたるか適切に判断すること。

3. 留意点

- (1) 学校は、児童生徒や保護者に対し、家庭訪問や面談、電話連絡等を行い、定期的に状況把握を行う。（実施の目安は、概ね1か月に1回以上）
- (2) 校長は、対面指導をした者から聞き取りを行うなどして、学習状況を十分に把握する。
- (3) 学校及び家庭は、指導要録上の出席扱いとすることにより、学校に登校しないことが必要な程度を超えて長期にわたることを助長することがないように留意する。
- (4) 指導要録上の出席扱いとする場合は、指導要録（備考欄）へ次のように記入する。

例：出席扱い58日（自宅におけるICT学習）

4 指導要録上の出席扱いの判断をするまでの流れ

○自宅においてICT等を活用した学習をしている児童生徒およびその保護者が、指導要録上の出席扱いとすることを希望する場合

意向の確認	○希望することを学校に連絡（学校による意向の確認） ・ガイドラインをもとに指導要録上の出席扱いについて周知するとともに、本人及び保護者の意向を確認する	
学習内容の把握	①学校による学習内容の把握 ・家庭訪問や面談等により、定期的かつ継続的な対面指導を行う ・当初においては、学習の進め方について指導するとともに、教材が学校以外から提供されている場合は、その内容について把握する ②学校による学習状況の把握 ・家庭訪問や面談、電話連絡等を行い、定期的に状況把握を行う ・学習状況報告表（様式8）を提出してもらい、状況把握を行う	様式8
判	○「出席扱い」にあたるかの判断 ・学習状況を把握し、学校と教育委員会で協議し、「出席扱い」にあたるか判断する	
定	*出席扱いとなるのは、学校長が許可した日からとする	

<参考資料>

○義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 (施行日：平成29年2月14日)
○義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針 (平成29年3月31日 文部科学省)
○不登校児童生徒への支援の在り方について（通知） (令和元年10月25日 文部科学省)
○誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について（通知） (令和5年3月31日)

学校長 様

指導要録上の出席扱いに関するガイドラインに基づく申請書

山梨市教育委員会「指導要録上の出席扱いに関するガイドライン」に基づき、以下の児童生徒を指導要録上の出席扱いとすることを希望し、申請いたします。

本申請書の記入者

記入者名（続柄・氏名）	
-------------	--

指導要録上の出席扱いとすることを希望する児童・生徒名

在籍学校名	学年・組	氏名（本人の自筆が望ましい）

利用施設

1 施設名			
2 施設所在地	郵便番号	〒	
	所在地	山梨県	
	電話・FAX	電話	FAX
	Mail		
3 備考			

保護者 同意欄	様式1-Bの内容について確認し、本施設で受けた相談・指導等を学校での指導要録上の出席扱いとすることを申請することに同意いたします。 年 月 日 保護者氏名_____
------------	--

(様式1-B) 【民間施設記入用】

施設の事業内容・指導方針・運営団体の概要等

1 施設名			
2 施設の事業内容	〈施設の具体的な事業内容をご記入ください〉		
3 施設の指導方針	〈施設の具体的な指導方針をご記入ください〉		
4 運営団体について	〈実施主体である運営団体の概要をご記入ください〉 ※連携する団体等があれば合わせてお書きください。		
5 運営状況 運営の透明性	〈施設の運営状況〉	入学金	
		授業料	
		その他 必要な経費等	
	〈施設運営の透明性を確保するための方策・具体的な情報提供状況〉		
	会計報告		開示している ・ 開示していない
ホームページ		あり ・ なし	
6 相談・指導等 にあたる職員	職名・氏名	常勤・非常勤	保有資格(※)

※保有資格として認められる主な資格例

- | | | | | |
|----------|---------|--------|---------|--------|
| ・教育職員免許 | ・社会教育主事 | ・保育士 | ・臨床心理士 | ・社会福祉士 |
| ・精神保健福祉士 | ・公認心理師 | ・児童福祉司 | ・社会福祉主事 | ・児童指導員 |

7 施設・設備について

教室等	部屋数・広さ	内部の状況（危険箇所がないか）
学習室		
面接・相談室		
体育施設		
保健室		
その他		
項 目 （該当する項目にチェックを入れてください）		チェック欄
①トイレは児童生徒の数に応じ十分整備されているか。		
②手洗い場・水飲み場など水道環境が適切に整備されているか。		
③保健室には応急救護用品が配備されていて、ベッドなど休養をとるための設備があるか。		
④施設内は物品が整頓されていて、児童生徒が安全に活動できるよう配慮されているか。		
⑤消防法等例規に準じて防災設備が整備されていて、災害発生時の対応についても考えられているか。		
⑥学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設・設備を有しているか。		
⑦児童生徒が安全で健康的に活動を行うために必要な施設・設備を有しているか。		

訪問調査希望日

第1希望日	月 日（ ） 時～
第2希望日	月 日（ ） 時～
第3希望日	月 日（ ） 時～

※調査は約1時間です。申請書の提出後、学校と市教委で調査日を決定し、学校から民間施設に調査日時決定の連絡をさせていただきます（再調整をお願いする場合があります。ご承知おきください）。

（様式2）事前調査記録用紙 【学校記入用】

※学校では、（様式1-A・B）の内容を確認し、以下の欄に記入の上、（様式1-A・B）の写しおよび、（様式2）の正本を教育委員会へ提出してください。

記入日	年 月 日	
在籍学校名	学年・組	児童生徒名

学校における児童 生徒の様子		
児童生徒と保護者 の意向		
学校と保護者等の 連携状況		
その他（学校と民間施 設の連携状況等）		
学校確認欄	学校長名	
	担任または主任	

(様式3)

指導要録上の出席扱いに関するガイドラインに基づく調査用紙

1 指導要録上の出席扱いとすることを希望している児童・生徒名

在籍学校名	学年・組	児童生徒名

2 調査について

調査日時	令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分	
調査方法	訪問による調査 ・ 聞き取りによる調査	
調査者		

3 施設概要

施設名	
調査対応者	
特記事項	

※詳しい概要については、「施設の事業内容、指導方針、運営団体の概要等」（様式1-B）を参照すること

◆以下の4～8の内容項目の判定については、満たしている場合は○、満たしていない場合は×

4 不登校児童生徒の支援のための民間施設の実施主体、事業運営の在り方及び透明性の確保

内 容	判定
①不登校児童生徒への相談・指導等を主たる目的としている。	
②不登校児童生徒の社会的な自立を目指す活動を行う。	
③保護者等に授業料や活動内容等、必要な情報が提供されている。	

5 相談・指導スタッフについて

内 容	判定
④スタッフは不登校への支援について、知識・経験を持ち、一人一人の児童生徒を理解し、その指導に熱意を有している。	

6 学校、家庭と施設との関係について

内 容	判定
⑤学校と保護者との間に、連携・協力関係を築くことができる。	
⑥学校と施設との間に、連携・協力関係を築くことができる。	
⑦家庭と施設との間に、連携・協力関係を築くことができる。	

7 相談・指導の在り方について

内 容	判定
⑧体罰など不適切な指導がなく、児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かな相談や指導が行われている。	
⑨我が国の義務教育制度を前提としたカリキュラムとなっている。	
⑩児童生徒の受け入れに当たっては面談等を行い、当該児童生徒のタイプや状況が把握され、適切な内容の相談や指導が行われている。	
⑪相談や指導について、その内容や方法及び体制が明示されている。	

8 情報提供・情報管理について

内 容	判定
⑫児童生徒への相談・指導等の経過や児童生徒の学習状況などを記録することができる。	
⑬児童生徒の学習状況など指導要録や成績表作成のための資料を定期的に学校へ提出できる体制が整っている。	
⑭学校や市教育委員会から求めがあった場合には適切な情報提供を行うことができる。	
⑮個人情報等、情報に関して適切な管理がなされている。	

9 調査対象児童生徒とのかかわりについて

10 その他特記事項

<以下は、教育委員会記入欄>

申請書（様式1-A）、（様式1-B）を受理し、上記のように調査を行ったことを報告します。

令和〇年〇〇月〇〇日

山梨市教育委員会学校教育課 指導主事 〇〇〇〇

（様式3）に則って調査が適正に行われたことを確認しました。

令和〇年〇〇月〇〇日

山梨市教育委員会学校教育課

課長 〇〇〇〇

リーダー 〇〇〇〇

指導主事 〇〇〇〇

(様式4)

事務連絡
令和〇年〇〇月〇〇日

山梨市立〇〇〇学校
校長 〇〇 〇〇 様

山梨市教育委員会

「指導要録上の出席扱い」に関するガイドラインに基づく申請について（通知）

令和〇年〇〇月〇〇日付で申請のありました、（ 〇〇 〇〇 ）さんの民間施設通所に係る指導要録上の出席扱いについて、教育委員会より次のような意見が出されましたのでお知らせします。

- (1) 〇〇〇〇
- (2) 〇〇〇〇
- (3) 〇〇〇〇
- (4) 〇〇〇〇
- (5) 〇〇〇〇

以上

なお、次のことについてご確認ください。

- 指導要録上の出席扱いの可否については、上記内容を参考にしながら学校長が決定すること。
- 決定した内容については、市教育委員会、保護者、民間施設に書面で報告すること。
- 調査の内容については、開示請求があるまで開示しないこと。

(様式5)

〇〇〇学校第〇一〇〇号
令和〇年〇〇月〇〇日

【保護者宛ての場合】
〇〇 〇〇 様
〇〇 〇〇 様

【民間施設宛ての場合】
民間施設「〇〇〇〇」
代表 〇〇 〇〇 様

【市教委宛ての場合】
山梨市教育委員会 様

山梨市立〇〇〇〇〇学校
校 長 〇〇 〇〇 印

「指導要録上の出席扱い」に関するガイドラインに基づく申請の可否について（通知）

令和〇年〇〇月〇〇日付で申請のありました指導要録上の出席扱いについて、次の通りとしましたので通知します。

児童生徒氏名（学年）	
指導要録上の出席の扱い	
通所施設名	
出席扱い開始日	
その他 今後に向けて	〔保護者あて〕 〔施設あて〕

(様式6)

日々の相談・指導等の状況・内容についての記録

※参考様式

日付	○ 月 ○ 日
児童生徒名	
記載者名	
相談・指導等の状況・内容	
時刻	取り組んだこと
児童生徒の様子・指導者の所感等	

(様式7)

児童生徒への相談・指導等の状況および内容の記録

【民間施設から学校へ学期末に提出】

本記録の作成日	令和 年 月 日
本記録における指導期間	令和 年 月 日 ~ 月 日 (学期)

相談・指導等を受けている児童生徒	学校名	学年	組	氏名
相談・指導等を行った施設名				
児童生徒の相談・指導担当者名				
本記録の作成者名				

出欠に関する記録

相談・指導等を受けた日数	
病気等で欠席した日数	

相談・指導等の記録

今学期の当該児童生徒に対する相談・指導等の方針

--

今学期に実施した相談の状況および内容

--

今学期の教科学習に関する指導の状況および内容

--

今学期の総合的な学習の時間や特別活動、特別の教科道徳に関する指導の状況および内容

--

その他特記事項

--

児童生徒に見られた具体的な変化や、指導担当者の所感

--

*本様式は学期ごとを目安に作成し、提出日を確認のうえ児童生徒の在籍校へ提出してください。

*学校では提出された記録の写しを市教育委員会に提出してください。

*以下は学校および市教育委員会での確認欄です。

学校確認欄				
提出日	学校長			
月 日				
	担任または主任			
市教育委員会確認印				
教育長	学校教育課長	学校教育課リーダー	指導監	指導主事

(様式8)

家庭⇒学校

学習実績報告表

< 月分 >

学校		年 組		氏 名	
保護者名			連 絡 先		
教材提供者	☐ 教育委員会・学校等の公的機関 ☐ 民間業者（名称 ）				
教材名					
学 習 実 績 報 告 表					
日	曜日	教科名	学習内容	学習時間	
				: ~ :	
				: ~ :	
				: ~ :	
				: ~ :	
				: ~ :	
				: ~ :	
				: ~ :	
				: ~ :	
				: ~ :	
				: ~ :	
				: ~ :	
				: ~ :	
				: ~ :	
				: ~ :	
				: ~ :	
				: ~ :	

